

大船渡市移住体験住宅事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進するため、移住希望者等が本市の風土及び日常生活を体験するために一定期間居住する住宅を提供する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 本市への移住を検討している者で、本市へ移住相談をしたことがあるもの又は移住相談をする予定のあるもの

イ 本市において、市、岩手県等が主催する移住関連イベントに参加する者

ウ 本市において就業体験を行う者

エ 本市において、就職活動の一環として、職場見学、説明会、採用試験、面接等に参加する者

(2) 移住体験住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等を備え、手軽に移住体験できるよう、市が移住希望者等に貸し付ける住宅をいう。

(名称及び位置)

第3条 移住体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大船渡市移住体験住宅	大船渡市大船渡町字新田36番地6 エヴァグリーンハイム203号室

(利用資格)

第4条 移住体験住宅を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市外に住所を有する者であること。

(2) 移住希望者等及びその家族であること。(未成年者のみの利用を除く。)

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団と関係を有していないこと。

(利用期間等)

第5条 移住体験住宅の利用は1日単位とし、利用期間は1回の申請につき2日以上45日以内とする。

2 移住体験住宅の一の年度における利用は、通算60日を限度とし、60日に達するまでは複数回利用できる。

3 移住体験住宅の利用開始日及び利用終了日は、原則として大船渡市の休日に関する条例(平成4年大船渡市条例第5号)第1条第1項に規定する市の休日を除いた日とする。

4 移住体験住宅は、原則として午前9時から午後4時までの時間帯に利用を開始し、及び終了するものとする。

(利用の申請)

第6条 移住体験住宅を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用を開始しようとする日の10日前までに大船渡市移住体験住宅利用申請書(様

式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果について、大船渡市移住体験住宅利用許可(不許可)通知書(様式第2号、以下「通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(実費相当額)

第8条 前条に規定する通知書により移住体験住宅の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、標準的な使用量を考慮して市が定めた光熱水費の実費相当額として、利用人数によらず、利用1日当たり1,000円を納付しなければならない。

2 利用者は、利用期間に応じた実費相当額の合計額を前納しなければならない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に善良な管理意識を持って利用すること。
- (2) 火気の取扱い及び寒冷期の給排水の凍結に十分注意すること。
- (3) 鍵を紛失したときは、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(行為の禁止)

第10条 利用者は、移住体験住宅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備又は備品を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (2) 施設の増築、改築、移転、改造又は模様替えを行うこと。
- (3) 敷地内に工作物を設置すること。
- (4) 全部若しくは一部を転貸し、又は利用の権利を譲渡すること。
- (5) 動物を飼育すること。
- (6) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- (7) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行うこと。
- (8) 事業、営業又は興行を行うこと。
- (9) 展示会その他これに類する催しを行うこと。
- (10) 文書、図書その他の印刷物を貼付し、又は配布すること。
- (11) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行うこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、移住体験住宅の利用にふさわしくないと市長が認める行為を行うこと。

(許可の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、第7条の規定による利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条に規定する申請書の記載内容に偽りがあったとき。
- (2) 前2条の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 利用者が利用の許可の取消しを申し出たとき。

2 市長は、前項の規定により利用の許可を取り消したときは、大船渡市移住体験住宅利用許可取消通知書(様式第3号)により利用者へ通知するものとし、第8条の規定により利用者が納めた実費相当額は還付しない。

3 第1項の規定による許可の取消しにより利用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(原状回復及び明渡し)

第12条 利用者は、利用期間が満了したとき又は前条の規定により利用の許可が取り消されたときは、直ちに移住体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項前段の規定による明渡しをするときは、明渡し日時を事前に市長に通知しなければならない。

3 利用者は、第1項後段の規定により行う原状回復の内容及び方法について、市長の指示に従わなければならない。

(立入り)

第13条 市長は、施設の防火、火災の延焼、構造の保全その他施設の管理上必要があるときは、利用者の承諾を得ずに移住体験住宅の内部に立ち入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により、施設、設備又は備品を汚損し、損傷し、又は滅失した場合は、速やかに市長に報告し、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、やむをえない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(事故免責)

第15条 施移住体験住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、移住体験住宅及びその敷地で発生した事故について、市はその責めを負わない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。